令和３年５月１４日

一般社団法人鹿児島県理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

連絡協議会役員選挙実施要領

一般社団法人鹿児島県理学療法士・作業療法士・言語聴覚士連絡協議会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　選挙管理委員長　田中敦（言語聴覚士）

1. 選挙人、被選挙人について
2. 投票者は選挙人、立候補者は被選挙人でなければならない。
3. 選挙人、被選挙人について
4. 理事選挙について

選挙人は選挙期間中において、社員（一般社団法人鹿児島県理学療法士・

作業療法士・言語聴覚士連絡協議会の代議員）とする。

被選挙人は令和３年４月１日の時点において、会員（正会員・名誉

会員）として登録されている者とする。

選挙権及び被選挙権の資格のないものは以下のとおりとする。

　　①　休会員

　　②　会員資格が停止されている者

　　③　会費未納者

　　※選挙期間中に代議員の資格を失った場合、選挙人資格も失効となる。

２）選挙人は選挙期間中において、社員（一般社団法人鹿児島県理学療士・

　　作業療法士・言語聴覚士連絡協議会の代議員）とする。

　　被選挙人は協議会業務に精通したものとする。

３）注意事項

　　選挙人は、被選挙人を兼ねることはできない。選挙人が被選挙人の場

合、投票権を失うものとする。

２．選挙される役員と定数および任期

　　　　理事　　定員；６名以上１５名以下（各士会２名以上、但し各士会会長を含む）

　　　　監事　　定員；３名以内（各士会より１名）

　　　　任期　　自；選任された時から（２０２１年定時総会終了後）

　　　　　　　　至；２０２３年定時総会まで

３．立候補の受付について

 （１）受付時期

１）立候補受付期間は，令和３年５月２４日正午～令和３年５月３０日正午とする．

２）立候補を辞退する場合の締め切りは令和３年５月３１日正午とする．

（２）受付順位

 　　受付順位は，最終受付時刻順とする．

 　　名簿掲載順位に関しては，受付順とする．

（３）受付数が定数に満たない場合

 　　立候補者が定数に満たないときは理事会において候補者を推薦する．

（４）立候補届の様式

１）届出方法

 ・一般社団法人鹿児島県理学療法士・作業療法士・言語聴覚士連絡協議会選挙サイトへアクセス（hhttps://k-ptotst.jp/）し、[立](https://k-pt.sakura.ne.jp/)候補に必要な趣意書をダウンロードする。

・趣意書を選挙委員長宛にメールで送信する（st-speech(a)ko-seikai.jp）。

・立候補趣意書に写真（直近3カ月以内の物）を載せる。趣旨は、100字程度とする。

・趣意書入力の際、文頭に「理事立候補」又は「監事立候補」と入力する。

 ２）写真

 　　上半身（正面）脱帽、無背景、カラー、直近3か月以内に撮影したもの、デジタルデータの形式はJPEGとし、容量は2メガバイト以内とする。

４．立候補届の受理

1. 受付

 選挙委員長が趣意書を受け付けた時点とする．

1. 受理

 立候補届受付後，選挙管理委員会による審査を経て，正式に立候補届が受理された際に

は，選挙サイトにて承認され、立候補手続きを終了した旨をメールにて送る．また，受理

後であっても明らかな書類不備や虚偽記載等が発見された場合は受理を取り消すことがある．

1. 立候補届の修正

 立候補受付期間中の内容修正、変更が可能です。また、所定の書式を満たしていない場

合は届出を無効とします。

５．立候補者一覧および選挙公報

 （１）立候補者告示

立候補者の氏名や趣旨の告示については，投票開始日の1週間前を目途に県士会

ホームページ上に掲載する．また，選挙公報も早急に発行する．

選挙公報掲載順，投票画面氏名掲載順は同一とし，それらについては，立候補届の最終受理順とする．

６．選挙活動

立候補者及びその応援をする者は，公序良俗に反する選挙活動を行い，または関与してはならない．これに違反したと選挙管理委員長が判断した場合は状況により注意，指導，是正勧告，立候補取り消しを行うことがある．

７．投票について

1. 投票日：令和３年６月１０日～６月１２日正午必着とする.
2. 鹿児島県理学療法士・作業療法士・言語聴覚士連絡協議会代議員による

投票を行う。

立候補者が、定数を超えた場合、投票を行う。

投票は定数内連記投票とし、投票用紙へ記入する。

 　　　 白票は有効投票とする。

 　　　　　定数や期間を超えて投票しようとした場合は、これを受け付けない。

1. 投票方法

 　　　　投票は、郵送にて行う。

 　　　　選挙管理委員は、投票用紙・返信用封筒を代議員へ郵送し、代議員は

投票用紙へ記入後、期間内に返送する。

 ８．開票について

（１）開票日

 投票締切り後，速やかに行う．

(２)開票立会人の選出

１）開票には，選挙管理委員，開票立会人が立ち会う．

２）立会人選出は、選挙管理委員長より任命する。

（３）当選人について

１）理事・監事の投票は定数内連記投票とし，得票数の多い順に，定数まで

を当選とする．

２）得票が同数の場合は抽選で上位者を決める．

（４）選挙結果の告示は，速やかに県士会ホームページ上に掲載する．

９.異議申立期間

 異議申立の期間は令和３年６月１６日まで、申し立ては電子メールによるものとし、申立先は選挙管理委員長とします。st-speech(a)ko-seikai.jp

（選挙管理委員長）宛に送信ください．

メール送信時は(a)を＠に変えてください．

１０．問合せ、

鹿児島県理学療法士・作業療法士・言語聴覚士連絡協議会選挙管理委員会

メールアドレス：st-speech(a)ko-seikai.jp

（選挙管理委員長）宛に送信ください．メール送信時は(a)を＠に変えてください．

以上